

ニュースレター 2021年11月号



Contents:

本号の内容 :

[ニュース要約](#)

[記事・解説](#)

[動画の紹介](#)

[各国部会](#)



日本部会 : 英文ジャーナル『A.I.P.P.I.』最新号 (Vol 46, No.5)

日本部会の英文ジャーナル『A.I.P.P.I.』の最新号 (Vol 46, No.5) が、お読みいただけるようになりました。今号の目次を載せたのでご覧ください。本部ウェブサイトの「Membership Portal」からサインインし、「Member Offers」からアクセスできます。

日本部会では、我が国の知的財産制度に関する情報を海外へ発信するため、英文の隔月誌『A.I.P.P.I.』を1965年より発行してきました。

AIPPI 会員であれば、各号のすべての内容をオンラインで閲覧可能です (ダウンロードや印刷はできません)。世界各国の多くの会員の皆様に興味を持っていただければ幸いです。バックナンバーも、この会員ページでお読みいただけます。

AIPPI JAPAN

阿部正俊

A.I.P.P.I. Bimonthly Journal of
International Association for the Protection of
Intellectual Property of Japan (AIPPI JAPAN)
Vol. 46 No. 5 2021

CONTENTS

ARTICLES

Judicial Symposium on Intellectual Property / Tokyo 2020 (JSIP2020) Court Section Summary <i>By TAKAHASHI Aya, KUMAGAI Daisuke</i>	265
Judicial Symposium on Intellectual Property (JSIP) / TOKYO 2020 - Latest Developments and Challenges in IP Judiciary in Japan, United States and Europe - Summary of Results (the Japan Patent Office) <i>By MATSUOKA Toru, TSUDA Shingo, SHOJI Kotomi</i>	279
Infringement Warnings Without Reason and Japan's Unfair Competition Prevention Act: Overview of Court Decisions and Future Prospects <i>By KOMADA Yasuto</i>	289
IP CASE SUMMARIES <i>By AIPPI · JAPAN</i>	298
FAMOUS TRADEMARKS IN JAPAN.....	314
ADVERTISEMENTS.....	316
LIST OF CONTRIBUTORS.....	322
LIST OF ADVERTISERS.....	322



News Round-Up:

ニュース要約：

[オンライン総会の動画は2021年11月22日まで視聴できます](#)

[登録いただいている AIPPI 会員情報は最新の状態ですか？](#)

会員データベースを最大限に正確な状態に保つため、特に生年月日を未入力の場合などは、会員各自でプロフィールの更新／編集をお願いします。

画面の右上にある **Membership Portal** からサインインできます。上手く操作できない場合や、わからない点がある場合は、Mail@aippi.org までメールでお問い合わせください。

[AIPPI ベルギー部会のオンライン Study Day - 2021年11月25日](#)

[2021年 AIPPI 総会の開催日に発行された Congress News](#)

各号の画像をクリックすると、PDF の完全版が表示されます。

[ドイツ知的財産保護協会 \(GRUR\) : 第 2 回 GRUR オンライン専門家円卓会議 - 2021 年 12 月 8 日](#)



Articles & Case Notes:

記事・解説：

英国：AI システムを発明者として記載した特許の登録可能性に関する控訴院判決

Toby Bond of Bird & Bird, London, UK

2021 年 9 月 21 日、Thaler v Comptroller-General 事件 ([2021] EWCA Civ 1374) の控訴院判決が言い渡されました ([リンク](#))。本件は、Thaler 氏が出願した特許の登録可能性に関するものですが、Thaler 氏は「創造性の機械」として自身が所有する人工知能 DABUS が考案したという発明について、世界中で同様の登録を求めています。控訴院の 3 名の判事は、英国特許法の下で発明者になれるのは人間のみであることに関しては同意見でしたが、Thaler 氏の特許出願の扱いについては意見が分かれました。

要約すると、Birss 判事は、発明者記載の規定は行政上の権利行使であり、適切な発明者を記載していないことを理由に、出願が拒絶されるべきではないとして、Arnold 判事および Laing 判事とは意見を異にしたのですが、結論としては、出願に発明者を記載していない場合、および発明に対する権利が、記載された発明者から出願人へ譲渡される仕組みが明らかでない場合、出願は拒絶されるべきであると判断されました。



[続きを読む](#)

日本：2021 年の特許法に関する最新情報

勝沼国際特許事務所 勝沼宏仁

2020 年の日本における特許の国内出願は 288,472 件 (前年比 6.33%減)、PCT 出願は 50,559 件 (前年比 4.07%減) でした。国内出願の件数は 8 年連続の減少です。また、日本からの

PCT 出願の件数は 2014 年以降、増加を続けていましたが、2020 年は減少しました。

しかし、日本から外国への直接出願と、外国で国内段階に移行した PCT 出願の総件数は 3 年連続で増加し、2019 年には 208,444 件に達しています。



以上のデータから、日本の特許出願は、コロナ禍の影響はあるものの、国内出願から外国出願へ重点が移っていることがうかがえます。

またコロナ禍を機に、電子手段の利用や経済活動が劇的に変化しており、こうした変化に対応するため、「特許法等の一部を改正する法律」が 2021 年 5 月 21 日に公布されました。

今回の特許法改正における注目すべき点のいくつかを以下で紹介します。

[続きを読む](#)



[セルビア：自動車部品の模倣品に関する重要な判決](#)

Mihajlo Zatezalo, of PETOSEVIC Serbia, Belgrade, Serbia

FAKE

2021 年 7 月 19 日、ベオグラードの商事裁判所において、セルビア国内で有効な工業意匠登録で保護されている自動車部品と視覚的に同一の部品を輸入・販売することは、工業意匠の侵害になるという、第一審判決が下されました。このような判決は、セルビアでは初めてであり、自動車部品の模倣品に関する今後の判決に影響を与えそうな重要な判決です。

[続きを読む](#)

フランス：自動車部品に対する修理条項の採択

Tougane Loumeau, Co-reporter of the French Group of AIPPI, Lawyer at Gide, Paris, France

フランスでは、知的財産法に対する新たな例外を設けることによって自動車のスペアパーツ市場を自由化するための施策が、ようやく採択されました。この新たな規定は、2023年1月1日に施行されることになっています。



[続きを読む](#)

AIPPI Videos:

動画の紹介：

[伝統的な知識・文化表現：文化の評価と盗用の違い - 知的財産の視点](#)

何をもって「文化の評価」と言えるのか、「文化の盗用」とはどのようなことか？ 昔からある文化遺産からインスピレーションを受けることと、その文化遺産を不当に利用することを分ける要因は何か？ 文化の盗用に関する多くの事件が、新聞やソーシャルメディアを賑わせるようになった現在、こうした扱い難い状況にうまく対応できるようにしておくことは、先住民文化の利益を守る上でも、世論という法廷から自身を守る上でも極めて重要です。

AIPPI National and Regional News:

各国部会：

[AIPPI UAE 部会](#)

アラブ首長国連邦がマドリッド協定議定書に加盟しました。

AIPPI UAE 部会の[ニュースレター](#)（2021年10月号）では、このニュースや、その他のニュースを紹介しています。

AIPPI が第4回中国国際輸入博覧会に参加

AIPPI の Luiz Henrique do Amaral (President) が、博覧会の共同主催者でもある中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) および国家知識産権局 (CNIPA) から招待を受け、2021年11月5日に上海で行われた虹橋国際経済フォーラムの知的財産に関する分科フォーラムにビデオで参加し、知的財産の保護とビジネス環境の最適化について講演しました。



[続きを読む](#)

フランス語による新たな知財ブログ

Laurence Loumes, of Plasseraud IP

AIPPI フランス部会とストラスブールの国際知的財産研究センター (CEIPI) が共同で、フランス語による知的財産に関する新たなブログ **BLIP (BLog on IP)** を立ち上げました。このブログは、実務者から、熱心に勉強に打ち込んでいる人、さらには単に興味があるという人まで、広範囲な読者を想定しています。

現時点で、ブログには大きく分けて3つのカテゴリーがあります。

- (1) 芸術的・文学的財産（商標、著作権、意匠）
- (2) 産業財産（特許）
- (3) 新たな技術、データ（AI、一般データ保護規則（GDPR）等）

最新の記事（フランス語）を受け取るには、<https://blip.education/> からサインアップしてください。



開設の日が近づいてきた欧州特許裁判所

Laurence Loumes, of Plasseraud IP

10月11日、AIPPI フランス部会は欧州特許裁判所に関するウェビナーを開催しました。フランスの特許訴訟史においても重要な **Pierre Véron** 氏が、長く待ち望まれた（そして、間もなく開設される）統一特許裁判所（UPC）についてコメントしました。現状では、欧州特許に対し、欧州レベルで（当該特許が有効となっている欧州各国に対して効力がある単一の判決が下される）訴訟を起こすことはできず、欧州特許に対して、国ごとに訴訟を行う必要があります。

UPC は、24 の EU 加盟国をカバーする単一の特許裁判所によって、こうした状況を是正することを目指しています。このプロジェクトは何十年もかけて計画されてきましたが、いよいよその実現が視界に入ってきたようです。最後の大きな問題としては、ドイツにおける憲法上の異議申立によって批准が遅れたことや、英国の EU 離脱などがあります。

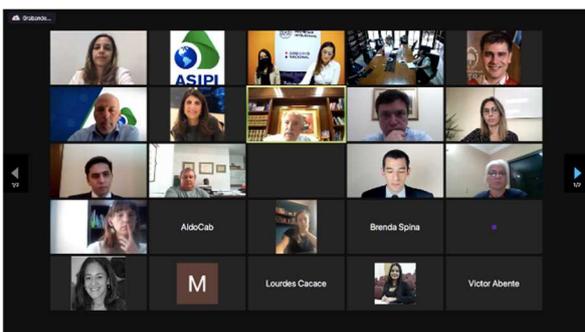
欧州特許は、非 EU 加盟国もカバーできますが、UPC は EU 加盟国のみに限定されています。その結果、英国は UPC に加わることはできなくなりました。ドイツは UPC 協定を批准できる状態になりましたが、どのような体制で実施するか、特にブレクジットによってロンドンが除外された状況で、裁判所をどこに置くかという問題については未解決のままです。

AIPPI パラグアイ部会のウェビナー

2021年11月15日、AIPPI パラグアイ部会は、米州知的財産協会（ASIPI）およびパラグアイ知的財産代理人協会（APAPI）と共同で、ウェビナー「商標法および工業ひな形・意匠法の改正に関する議論」を開催しました。

今回のウェビナーは知的財産国家総局（DINAPI）による前記の知的財産法の改正案に関する

るもので、講師は Berta Davalos 氏 (DINAPI 知的財産ディレクター)、Maria Cristina Acosta 氏 (DINAPI)、Hugo Mersan 氏 (MERSAN 法律事務所パートナー、AIPPI パラグアイ部会長)、Elba Brites de Ortiz 氏 (PSTBN 法律事務所パートナー)、また司会進行は、Matias Noetinger 氏 (Noetinger & Armando 法律事務所) と、Sharin Pablo 氏 (JJ Roca & Asociados) が務めました。ウェビナー案内は[こちら](#)からご覧になれます。



AIPPI アラブ地域部会のニュースレター

アラブ地域部会 (AIPPIMAF) が発行するニュースレターの最新号を[こちら](#)からダウンロードできます。



The Association for the Protection of
Industrial Property in the Middle East
and North Africa

© All rights reserved.



AIPPI General Secretariat
Tödistrasse 16
8002 Zurich – Switzerland
Tel: +41 44 280 58 80
mail@aippi.org

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。